第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画

[令和2年度~令和6年度]



令和2年3月

毛呂山町

はじめに

子どもや子育てをめぐる環境は、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、 地域のつながりの希薄化により不安や困難を抱える保護者の増加など、大きく変 化しています。

このような子育でをめぐる課題に対応するため、平成24年に「子ども・子育で関連3法」が制定され、平成27年4月からこの法律に基づく子ども子育で支援新制度がはじまりました。

本町においても、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、平成27年に幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を目的として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町民の皆様のご理解、ご協力のもとに、さまざまな取り組みをすすめてまいりました。

この計画は5年を1期として作成するものとされ、令和元年度に終了することから、このたび新たに子育て世代のニーズを反映した「第2期毛呂山町・子ども子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画を推進するためには、家庭、学校、事業者、関係団体、地域の方々などと行政が連携を図り、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援することが不可欠となります。

すべての子どもの健やかな育ちを応援し、保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備し、子育て世代から選ばれる魅力あるまち、活気あふれるまちづくりを目指してまいりますので、より一層のご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました毛呂山町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただきました多くの町民や関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

毛呂山町長 井上健次

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	. 1
2.	計画の位置づけ	. 1
3.	計画の期間	. 2
4.	策定体制	. 2
5.	教育・保育提供区域の設定	. 3
6.	計画の基本的な理念と視点	. 3
第2章	毛呂山町の子ども・子育てをめぐる状況	
第1節	 5 少子化の現状	. 5
1.	少子化の動向	. 5
2.	子育て家庭の状況	10
第2節	5 子育て支援サービスの状況	12
1.	保育園・認定こども園・幼稚園	12
2.	学童保育所	16
3.	ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター	17
4.	病後児保育	18
5.	子育て支援センター・子育て支援室	18
6.	児童館	19
7.	小・中学校の状況	20
第3節	5 ニーズ調査結果からみた子育ての状況	21
1.	調査の概要	21
2.	就学前児童調査の結果	22
3.	就学児童調査の結果	28
4.	幼稚園及び認定こども園(1号認定)児童調査の結果	33
第3章	子ども・子育て支援に関するサービスの見込み量及び確保の方策	
第1節	5 児童数の将来推計	35
第2節	5 サービスの見込み量及び確保の方策	36
1.	教育・保育サービス	36
2		40

第4	章	次世代育成支援に関する施策の推進	
	1.	地域における子育て支援の充実	55
	2.	母性と子どもに関する健康の増進	60
	3.	子どもの成長を育む教育環境の整備	65
	4.	子どもと子育てにやさしい環境の整備	69
	5.	子どもや子育て家庭へのきめ細かい支援の充実	72
第5	章	計画推進のために	
	1.	取組方針	77
	2.	計画の進行管理	77
資料	編		
Ē	毛呂	山町子ども・子育て会議条例	79
Ē	毛呂	山町子ども・子育て会議委員名簿	81
4	笛定	'経過	82

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、少子化への対応や子育で支援の充実を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成24年には「子ども・子育で支援法」をはじめとする「子ども・子育で関連3法」を制定し、幼児教育、保育、地域の子ども・子育で支援を総合的に推進することとしました。

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園や保育園、認定こども園等への給付のほか、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなど地域の子ども・子育て支援事業の実施も位置づけられました。市町村はこの制度の実施主体として、需給計画である市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなり、町では平成27年3月に「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の総合的な推進に努めてきました。

今年度をもってこの計画が満了となることから、子育てニーズに対応した新たな計画を策定することとなりました。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)…認定こども園法の一部改正
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成24年法律第67号)

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」を併せ持つものです。

なお、「毛呂山町総合振興計画」を上位計画とし、「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「毛呂山町教育振興基本計画」、「毛呂山町障害者福祉計画」及び「もろやま男女共生プラン」などの関連計画との整合性のある行政計画として策定します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定		第2期毛呂山町	子ども・子育で	て支援事業計画	

4. 策定体制

毛呂山町子ども・子育て会議

子どもや子育てをめぐる課題や今後の取り組みに対するご意見、計画案についての 提言をいただきました。



アンケート調査

子育て家庭のニーズを把握するため、国の指針に基づき、子育てサービスに関するアンケート調査を平成30年度に実施しました。

関係課等事業実施状況調査

子どもや子育て支援に関連する取り組みを把握するため、庁内関係課等 に対して調票調査等を実施しました。

パブリックコメント

本計画の内容について広く住民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

5. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

6. 計画の基本的な理念と視点

本計画の策定にあたり、基本となる理念と視点については、以下のとおりです。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の基本理念

- ○子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において その役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- ○子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように 支援するものであって、良質かつ適切なものであり、保護者の経済的負担の軽減 に適切に配慮されたものでなければならない。
- ○子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう 配慮して行わなければならない。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の基本理念

○次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深 められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければな らない。

国が示す計画の基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 什事と生活の調和の実現の視点
- (6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点
- (10) 地域特性の視点

第2章 毛呂山町の子ども・子育てをめぐる状況

第1節 少子化の現状

1. 少子化の動向

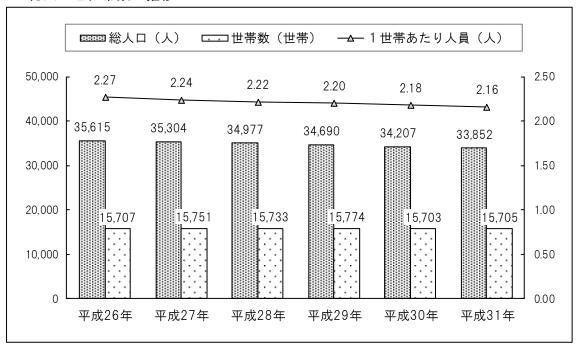
(1)人口の推移

①総人口と世帯数の推移

毛呂山町の総人口は、平成26年は35,615人でしたが、平成31年では33,852人となっており、減少傾向にあります。

一方、世帯数は、平成31年は15,705世帯であり、ほぼ横ばいで推移しています。 1世帯あたりの人員は緩やかに減少しており、平成31年には2.16人となっています。

■ 総人口と世帯数の推移



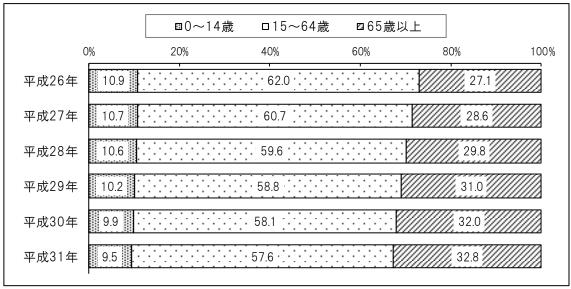
資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

②年齢別人口の推移

年齢別の人口割合をみると、0~14歳は徐々に減少しており、平成26年の10.9%から平成31年には 9.5%となっています。

一方、65歳以上は増加しており、平成26年の27.1%から平成31年には32.8%となり、少子・高齢化の進行が顕著となっています。

■ 年齢別人口割合の推移 「

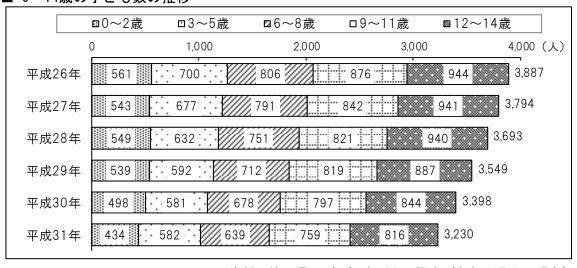


資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

③0~14歳の子どもの数の推移

0~14歳の子どもの数は、平成26年には3,887人でしたが、平成31年は3,230人 となっており、減少傾向となっています。

■ 0~14歳の子ども数の推移



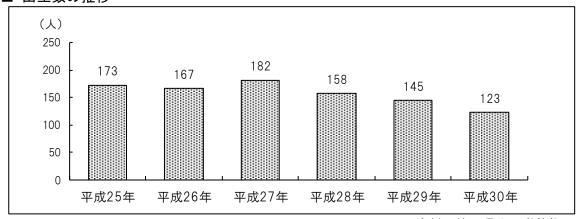
資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

(2) 出生の動向

①出生数の推移

出生数は、平成27年には182人でしたが、平成28年は158人、平成29年は145人、 平成30年には123人となり、減少しています。

■ 出生数の推移



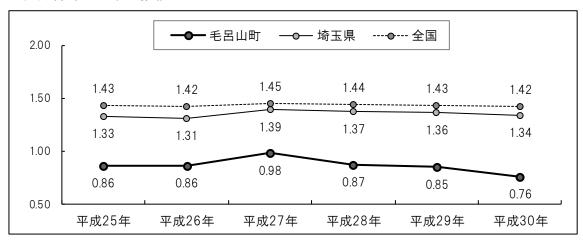
資料:埼玉県人口動態概況

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1.00を下回って推移しており、埼玉県や全国の値と比べて 低い水準となっています。

合計特殊出生率は、女性の年齢ごとの人口と出生数をもとに算出することから、 本町の特徴である、埼玉医科大学関連の学生等が多いという状況が影響している と考えられます。

■ 合計特殊出生率の推移



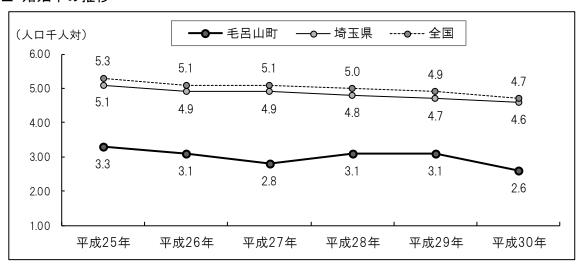
※「合計特殊出生率」とは、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す指標。

資料:埼玉県人口動態概況

③婚姻の動向

婚姻率(人口千人対)は、本町は平成25年以降は 3.0前後で推移しており、埼玉県や全国の値に比べて低い水準となっています。

■ 婚姻率の推移

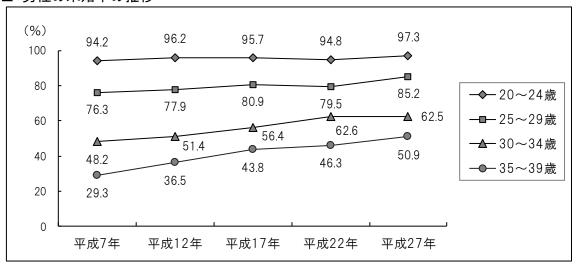


※「婚姻率」とは、人口千人に対する婚姻件数の割合。人口全体に対する結婚の発生頻度を示す指標。 資料:埼玉県人口動態概況

④未婚率の推移

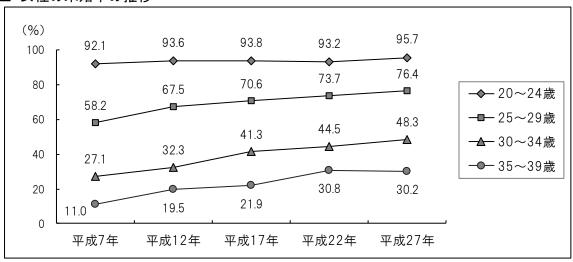
未婚率を男女別にみると、平成7年から平成27年にかけて、男性では35~39歳が大きく上昇しています。女性では、30~34歳及び35~39歳が大きく上昇しているほか、25~29歳も上昇しています。

■ 男性の未婚率の推移



資料:国勢調査

■ 女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

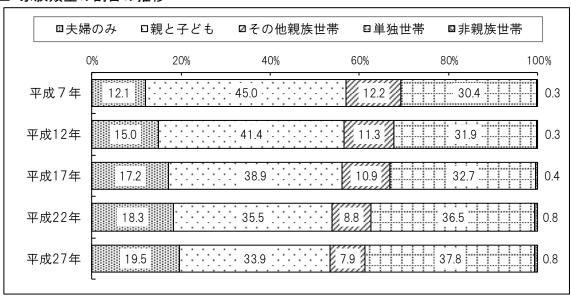
2. 子育て家庭の状況

(1)世帯の動向

①家族形態の変化

世帯の家族類型の比率をみると、親と子どもからなる世帯の割合は平成7年の45.0%から平成27年には33.9%と減少しています。

■ 家族類型の割合の推移



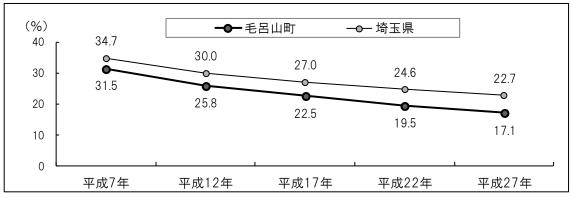
※非親族世帯:二人以上の世帯で、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

資料:国勢調査

②18歳未満の子どもがいる世帯の推移

18歳未満の子どもがいる世帯の割合をみると、平成7年の31.5%から平成27年には17.1%と大きく減少しており、埼玉県の値よりも低い水準で推移しています。

■ 18歳未満の子どもがいる世帯の比率の推移



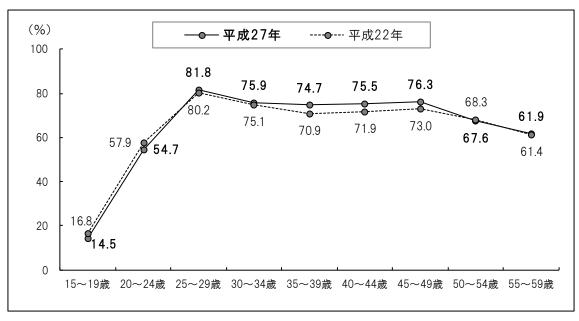
資料:国勢調査

(2)女性の労働力率の状況

①女性の労働力率の状況

女性の年齢階級別の労働力率をみると、平成27年には、25~29歳代から45~49歳代では、労働力率が上昇しています。結婚・出産期にあたる年代に労働力率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブについては、谷の部分が浅くなってきています。

■ 女性の年齢階級別労働力率の推移



※労働力率=労働力人口/人口総数(労働状態「不詳」を除く)

資料:国勢調査



第2節 子育て支援サービスの状況

1. 保育園・認定こども園・幼稚園

平成31年4月現在、町内には公立保育園2園、私立保育園が4園あります。認定こども園は1園、小規模保育施設は1園、幼稚園は2園あります。

■ 保育園の概要(平成31年4月1日現在)

	1	11年4月1日現在/	ı — —	T	1
名 称	公私	対象年齢	定員 (人)	時間	一時 預かり
ゆずの里保育園		満6か月~就学前	75	◆開園時間(延長保育を含む) 平 日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00 ◆標準時間(11時間)	0
旭台保育園	公立	満10か月~就学前	90	平 日 7:30~18:30 土曜日 8:30~12:30 ◆短時間(8時間) 平 日 8:30~16:30 土曜日 8:30~12:30	_
養光保育園		満4歳~就学前	48	◆開園時間(延長保育を含む) 平 日 7:30~19:30 土曜日 7:30~18:30 ◆標準時間(11時間) 7:30~18:30 ◆短時間(8時間) 8:00~16:00	0
あけぼの幼児園	私立	満3か月~就学前	110	◆開園時間(延長保育を含む) 7:00~19:00 ◆標準時間(11時間) 7:00~18:00 ◆短時間(8時間) 8:30~16:30	0
毛呂山 みどり保育園		満3か月~就学前	100	◆開園時間(延長保育を含む) 7:00~19:00 ◆標準時間(11時間) 7:30~18:30 ◆短時間(8時間) 8:30~16:30	0
ながせ保育園		満3か月~2歳	40	◆開園時間(延長保育を含む) 7:00~19:00 ◆標準時間(11時間) 7:00~18:00 ◆短時間(8時間) 8:30~16:30	0
	計		463		

■ 認定こども園の概要(平成31年4月1日現在)

名 称	公私	対象年齢	定員 (人)	時間	一時 預かり
ときわぎ こども園	私立	◆保育 満6か月~就学前	66	◆開園時間(延長保育を含む) 7:30~19:30 ◆標準時間(11時間) 7:30~18:30 ◆短時間(8時間) 8:30~16:30	〇 0~2 歳児
	◆幼稚園教育 満3歳~就学前		105	◆教育時間 10:00~14:00 ◆預かり保育 7:30~19:30	
	計		171		

※認定こども園:教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

資料:子ども課

■ 小規模保育施設の概要(平成31年4月1日現在)

名称	公私	対象年齢	定員 (人)	時間	一時 預かり
こひつじ愛児園	私立	満2か月~2歳	15	◆開園時間(延長保育を含む) 7:00~19:30 ◆標準時間(11時間) 7:30~18:30 ◆短時間(8時間) 8:30~16:30	0

資料:子ども課

■ 幼稚園の概要(平成31年4月1日現在)

名称	公私	対象年齢	定員(人)	時間
毛呂山		私立 満3歳~就学前	120	◆教育時間 9:30~14:00
愛仕幼稚園	+1 -			◆預かり保育 7:30~18:30
ながせ幼稚園	松业		280	◆教育時間 9:00~14:00
ながら効性図				◆預かり保育 7:00~19:00
計			400	

資料:教育委員会

■ 保育園・認定こども園(保育)・小規模保育施設の児童数の推移 (各年度4月1日現在)

(単位:人)

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ゆずの里保育園	85	79	76	70	68
旭台保育園	74	71	59	61	65
養光保育園	93	80	53	34	25
あけぼの幼児園	98	94	98	107	110
毛呂山 みどり保育園	89	91	104	113	106
ながせ保育園	26	29	33	29	34
認定こども園 ときわぎこども園	40	48	54	55	61
小規模保育施設 こひつじ愛児園	_	7	5	2	4
計	505	499	482	471	473

※町内在住者のみ 資料:子ども課

■ 幼稚園・認定こども園(幼稚園教育)の児童数の推移(各年度5月1日現在)

(単位:人)

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
毛呂山愛仕幼稚園	35	36	34	31	30
ながせ幼稚園	113	97	90	88	91
認定こども園 ときわぎこども園	101	108	99	86	69
計	249	241	223	205	190

※町内在住者のみ 資料:子ども課・教育委員会

■ 保育園・認定こども園(保育)の年齢別児童数(平成31年4月1日現在)

(単位:人)

名称	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
ゆずの里保育園	2	8	11	17	14	16	68
旭台保育園	1	6	10	14	16	18	65
養光保育園	1	1	ı	ı	12	13	25
あけぼの幼児園	3	15	17	25	25	25	110
毛呂山 みどり保育園	6	13	18	24	21	24	106
ながせ保育園	5	14	15				34
認定こども園 ときわぎこども園	3	11	12	12	11	12	61
小規模保育施設 こひつじ愛児園	0	2	2				4
計	20	69	85	92	99	108	473

※町内在住者のみ 資料:子ども課

■ 幼稚園・認定こども園(幼稚園教育)の年齢別児童数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

名 称	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
毛呂山愛仕幼稚園	0	9	8	13	30
ながせ幼稚園	0	30	28	33	91
認定こども園 ときわぎこども園	0	22	19	28	69
計	0	61	55	74	190

※町内在住者のみ 資料:子ども課・教育委員会

2. 学童保育所

平成31年4月現在、町内には4か所の学童保育所があります。対象学年は、小学1年生から6年生までとなっています。

■ 学童保育所の概要(平成31年4月1日現在)

名 称	対象学年	定員(人)	利用時間
岩井第一学童保育所		50	平 日 13:30~18:30
岩井第二学童保育所	小学1年生	50	土曜日 8:00~18:00
川角学童保育所	~6年生	60	(延長保育
泉野学童保育所		70	平日のみ 19:00まで)
計		230	

資料:子ども課

■ 学童保育所の児童数の推移(各年度4月1日現在)

(単位:人)

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
岩井学童保育所	88				
岩井第一学童保育所		44	46	37	36
岩井第二学童保育所		45	40	39	38
川角学童保育所	115	109	117	123	119
泉野学童保育所	77	89	98	96	71
計	280	287	301	295	264

※岩井学童保育所は、平成28年度より岩井第一学童保育所と岩井第二学童保育所に分離。

資料:子ども課

■ 学童保育所の学年別児童数(平成31年4月1日現在)

(単位:人)

名 称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
岩井第一学童保育所	8	11	12	3	0	2	36
岩井第二学童保育所	16	10	6	5	1	0	38
川角学童保育所	37	36	23	14	8	1	119
泉野学童保育所	15	17	19	16	4	0	71
計	76	74	60	38	13	3	264

3. ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター

ファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンターでは、O歳から小学6年生までの預かりを行っています。通常の預かりについてはファミリー・サポート・センター、緊急時や病児については緊急サポートセンターが対応しています。

■ ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターの概要 (平成31年4月1日現在)

名 称	対象年齢	内 容
ファミリー・サポート・センター	0歳~小学6年生	予定が決まっている、元気な子ど もの預かりなど
緊急サポートセンター	0歳~小学6年生	急を要する時、または病気の子ど もの預かりなど

資料:子ども課

■ ファミリー・サポート・センターの会員数の推移(各年度3月31日現在)

(単位:人)

名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員		46	73	84	97
両方会員		1	l	1	1
サポート会員		15	19	23	27

資料:子ども課

■ ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターの年間利用時間数の推移

(単位:時間)

名 称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ファミリー・サポー ト・センター		118	567	637	574
緊急サポートセンター		6	12	26	14

※1時間未満は切り捨て。

4. 病後児保育

病後児保育は、ゆずの里保育園で実施しています。対象は、満1歳から小学3年生まで、平日の預かりとなっています。

■ 病後児保育の概要(平成31年4月1日現在)

名称	対象年齢	定員 (人)	利用日・時間	利用期間
小ボの田伊玄田	満1歳~	1日	月曜日~金曜日	連続5日間まで
ゆずの里保育園	小学3年生	4人	8:30~17:00	(土日祝日を除く)

資料:子ども課

■ 病後児保育の利用児童数の推移(年間延べ人数)

(単位:人)

名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ゆずの里保育園	81	94	85	104	108

資料:子ども課

5. 子育て支援センター・子育て支援室

子育て支援センターが2か所、子育て支援室が1か所あります。保育士資格を もつ職員、子育て経験のある職員等が配置されています。

■ 子育て支援センター・子育て支援室の概要(平成31年4月1日現在)

名称	時間	対象年齢	職員配置
毛呂山町立 子育て支援センター	平日 9:00~16:00 (昼休み 12:00~13:00) ※お休み 土、日、祝日	乳幼児期 おおむね0~3歳	保育士資格を 持つ職員
毛呂山みどり保育園 子育て支援センター	平日 10:00~15:00 (昼食持参で食事可) ※お休み 土、日、祝日	乳幼児期 おおむね0~3歳	保育士資格を 持つ職員等
毛呂山町 子育て支援室	週3日程度 9:30~15:30 (昼休み 12:00~13:00) ※お休み 土、日、祝	乳幼児期 おおむね0~3歳 (町内在住)	子育て経験の ある職員

■ 子育て支援センター・子育て支援室の利用者数の推移(年間延べ人数)

(単位:人)

名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
毛呂山町立 子育て支援センター	9, 153	7, 677	9, 488	8, 105	7, 416
毛呂山みどり保育園 子育て支援センター	1, 357	1, 089	2, 620	3, 002	2, 849
毛呂山町 子育て支援室	2, 402	2, 924	1, 830	1, 421	2, 319

資料:子ども課

6. 児童館

児童館は1か所あります。

■ 児童館の概要(平成31年4月1日現在)

名称	時間	対象年齢	職員配置
毛呂山町児童館	火曜日~土曜日 9:30~17:30 (休館 12:00~13:00) ※お休み 日、月、祝日	乳幼児~児童 0~18歳未満	児童の遊びを指導 する者 (児童厚生員)

資料:子ども課

■ 児童館の利用者数の推移(年間延べ人数)

(単位:人)

名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
毛呂山町児童館	8, 018	10, 076	10, 769	9, 882	8, 507

7. 小・中学校の状況

小学校が4校、中学校が3校あります。

■ 小学校の児童数の推移(各年度5月1日現在)

(単位:人)

名 称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
毛呂山小学校	441	418	397	370	360
川角小学校	400	410	401	403	388
光山小学校	282	272	250	239	225
泉野小学校	462	454	439	414	375
計	1, 585	1, 554	1, 487	1, 426	1, 348

資料:教育委員会

■ 中学校の生徒数の推移(各年度5月1日現在)

(単位:人)

					(+ ' ' ' '
名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
毛呂山中学校	501	490	476	458	440
川角中学校	378	399	371	341	331
平成中学校	74	77	54	40	34
計	953	966	901	839	805

資料:教育委員会

■ 小学校の学年別児童数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

名称	1 年生	2 年生	3年生	4 年生	5年生	6年生	計
毛呂山小学校	55	55	48	68	68	66	360
川角小学校	61	65	62	67	65	68	388
光山小学校	35	36	35	42	31	46	225
泉野小学校	38	50	73	78	55	81	375
計	189	206	218	255	219	261	1, 348

資料:教育委員会

■ 中学校の学年別生徒数(令和元年5月1日現在)

(単位:人)

名 称	1 年生	2年生	3年生	計
毛呂山中学校	144	150	146	440
川角中学校	117	101	113	331
平成中学校	16	10	8	34
計	277	261	267	805

資料:教育委員会

第3節 ニーズ調査結果からみた子育ての状況

1. 調査の概要

(1)調査の目的

乳幼児期・小学生のお子さん及びその保護者の子育てサービス等の利用状況や 利用希望を把握することにより、「第二期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」 を策定するための基礎資料とするために実施しました。

(2)調查対象者

①就学前児童保護者調査

対象者	平成24年4月2日~平成30年10月1日の間に生まれたお子さんのいる全世帯
発送数	827人

②就学児童保護者調査

対象者	平成30年10月1日時点で小学生のお子さんのいる全世帯
発送数	1, 079人

③幼稚園及び認定こども園(1号認定)児童保護者調査

対象者	平成30年12月末日時点で幼稚園及び認定こども園(1号認定)に通園している お子さんの保護者
	おするがの休暖日
発送数	254人

(3)調査期間及び調査方法

調査期間	①及び② 平成30年12月1日~12月17日
	③ 平成31年1月9日~1月15日
	①と②は郵送配布・郵送回収。
田木七汁	また、幼稚園、保育園、認定こども園内に回収箱を設置して回収。
調査方法	③は郵送配布・郵送回収。
	また、町内各幼稚園及び認定こども園にて配布・回収。

(4) 回収結果

調査対象者	対象者数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
①就学前児童保護者調査	827	451	54. 5
②就学児童保護者調査	1, 079	553	51. 3
③幼稚園児等保護者調査	254	194	76. 4
合 計	2, 160	1, 198	55. 5

調査結果の表記について

- 1)項目によって、前回調査(平成25年度実施)との比較をしているものがあります。
- 2) グラフ中の「n」は、回答者総数を表しています。

2. 就学前児童調査の結果

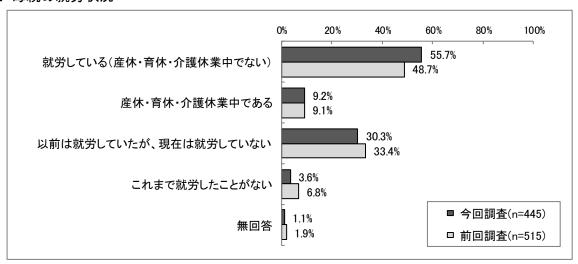
(1)母親の就労状況

「就労している」が55.7%

母親の就労状況については、「就労している」が55.7%と最も高く、前回との比較でも高くなっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた『現在は就労せず』については、前回の40.2%から、今回の33.9%になっています。

■ 母親の就労状況

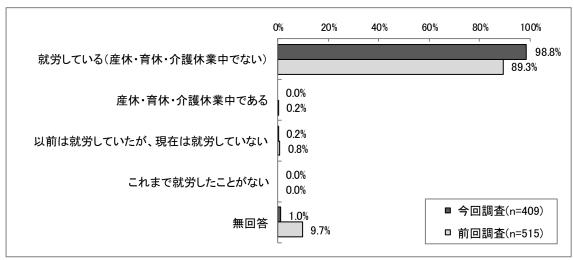


(2) 父親の就労状況

「就労している」が98.8%

父親の就労状況については、「就労している」が98.8%と高くなっています。

■ 父親の就労状況



(3) 定期的な保育サービスの利用状況

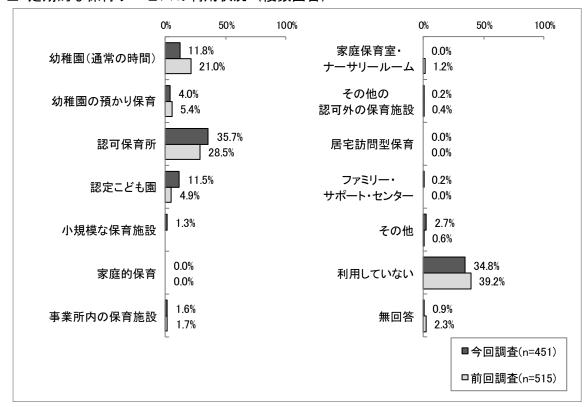
「認可保育所」が35.7%

平日の定期的な利用*について、『利用している』の回答としては、「認可保育所」が35.7%で最も高く、次いで、「幼稚園(通常の時間)」が11.8%、「認定こども園」が11.5%となっています。また、「利用していない」が34.8%となっています。

「認可保育所」は前回の28.5%から、今回の35.7%になっています。

※「定期的な利用」とは、月単位で定期的に利用していることを指します。

■ 定期的な保育サービスの利用状況(複数回答)



※前回は「小規模な保育施設」は選択肢なし。

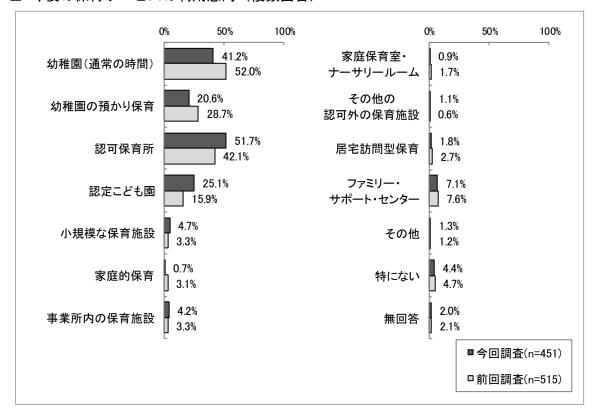
(4) 今後の保育サービスの利用意向

「認可保育所」が51.7%

今後の利用意向については、「認可保育所」が51.7%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の時間)」41.2%となっています。

前回との比較では、「認可保育所」「認定こども園」が前回より高い割合となっています。

■ 今後の保育サービスの利用意向(複数回答)

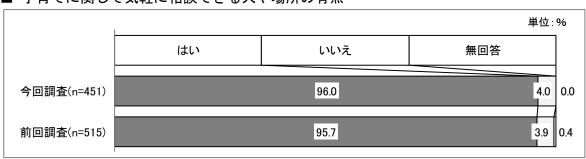


(5) 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無

「はい(いる/ある)」が96.0%

気軽に相談できる人や場所の有無については、「はい(いる/ある)」との回答が96.0% となっています。前回との比較では、大きな違いは見られませんでした。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無

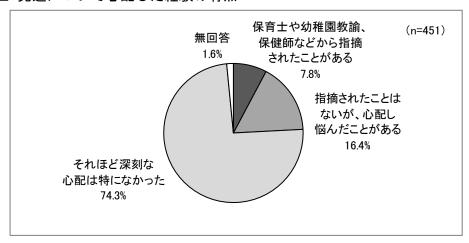


(6)発達について心配した経験の有無

「それほど深刻な心配は特になかった」が74.3%

発達について心配した経験の有無では、「それほど深刻な心配は特になかった」が74.3%となっています。また、「指摘されたことはないが、心配し悩んだことがある」が16.4%、「指摘されたことがある」が7.8%となっています。

■ 発達について心配した経験の有無



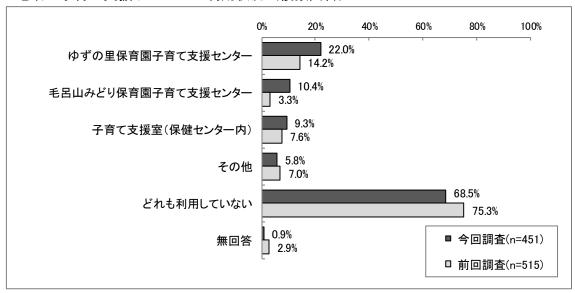
(7) 地域の子育て支援サービスの利用状況

「どれも利用していない」が68.5%

地域の子育て支援施設の利用については、「どれも利用していない」との回答が68.5%で最も高いものの、前回よりも割合が低くなっています。

また、「ゆずの里保育園子育て支援センター」の22.0%や、「毛呂山みどり保育園子育て支援センター」の10.4%など、町内2カ所の子育て支援センターと子育て支援室の利用割合は、前回に比べ高くなっています。

■ 地域の子育で支援サービスの利用状況(複数回答)

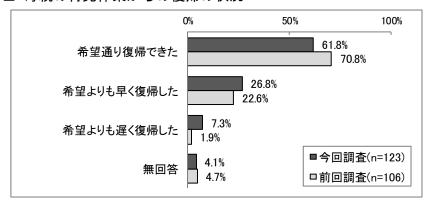


(8) 母親の育児休業からの復帰の状況

「希望通り復帰できた」が61.8%

母親の育児休業からの復帰の状況については、「希望通り復帰できた」が61.8%で最も高くなっていますが、「希望よりも早く復帰した」が26.8%、「希望よりも遅く復帰した」も7.3%見られます。「希望通り復帰できた」は、前回の70.8%から、今回の61.8%になっています。

■ 母親の育児休業からの復帰の状況

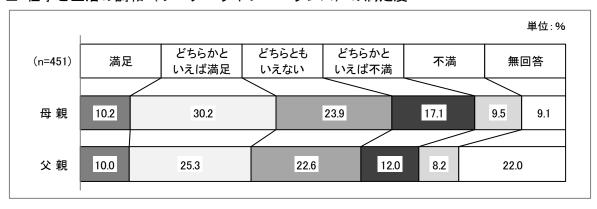


(9) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の満足度

母親では「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせると40.4%

ワーク・ライフ・バランスの満足度については、母親で「満足」10.2%と「どちらかといえば満足」30.2%を合わせた、『満足である』は全体の40.4%となっています。父親では、「満足」10.0%と「どちらかといえば満足」25.3%を合わせた『満足である』は全体の35.3%と母親の方が高くなっています。

■ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の満足度



3. 就学児童調査の結果

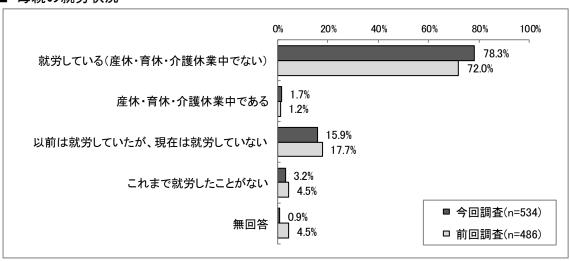
(1)母親の就労状況

「就労している」が78.3%

母親の就労状況については、「就労している」との回答が78.3%で最も高く、前回との 比較でも高くなっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた『現在は就労せず』については、前回の22.2%から、今回の19.1%へと減少が見られます。

■ 母親の就労状況

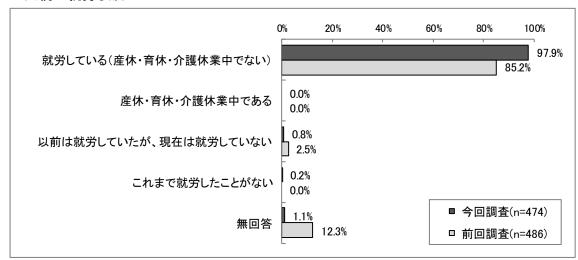


(2) 父親の就労状況

「就労している」が97.9%

父親の就労状況については、「就労している」との回答が97.9%と高くなっています。

■ 父親の就労状況

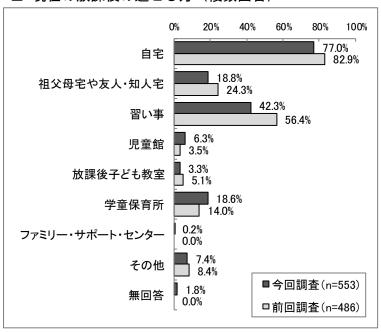


(3) 現在の放課後の過ごし方

「自宅」が77.0%

放課後の過ごし方については、「自宅」との回答が77.0%で最も高くなっています。次いで「習い事」が42.3%となっています。

■ 現在の放課後の過ごし方(複数回答)



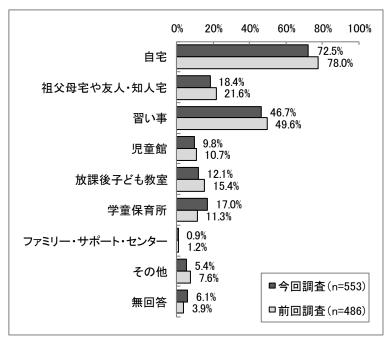
(4) 希望する放課後の過ごし方

「自宅」が72.5%

放課後の過ごし方の希望については、「自宅」との回答が72.5%で最も高くなっています。次いで「習い事」が46.7%となっています。

前回との比較では、「学 童保育所」が前回よりも 割合が高く、「自宅」が前 回よりも割合が低くなっ ています。

■ 希望する放課後の過ごし方(複数回答)



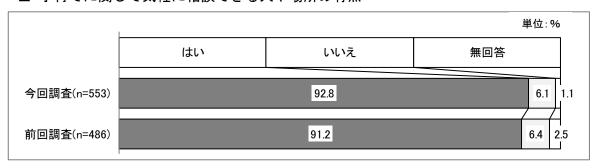
(5) 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無

「はい(いる/ある)」が92.8%

気軽に相談できる人や場所の有無については、「はい(いる/ある)」との回答が92.8% となっています。

前回との比較では、大きな違いは見られませんでした。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無

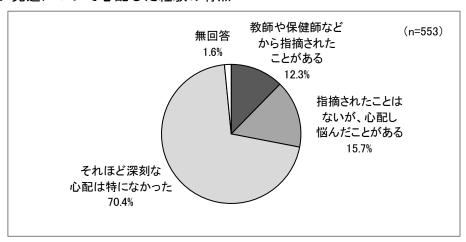


(6)発達について心配した経験の有無

「それほど深刻な心配は特になかった」が70.3%

発達について心配した経験の有無については、「それほど深刻な心配は特になかった」が70.3%となっています。また、「指摘されたことはないが、心配し悩んだことがある」が15.7%、「指摘されたことがある」が12.3%となっています。

■ 発達について心配した経験の有無



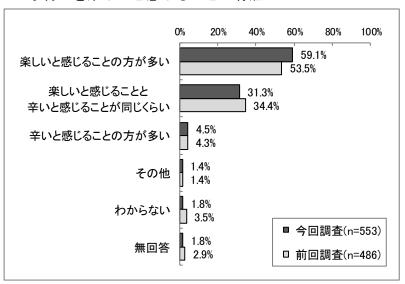
(7) 子育てを楽しいと感じることの有無

「楽しいと感じることの方が多い」が59.1%

子育てを楽しいと感じるかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が59.1%と最も高くなっています。

前回との比較でも、 「楽しいと感じること の方が多い」が、高い割 合となっています。

■ 子育てを楽しいと感じることの有無

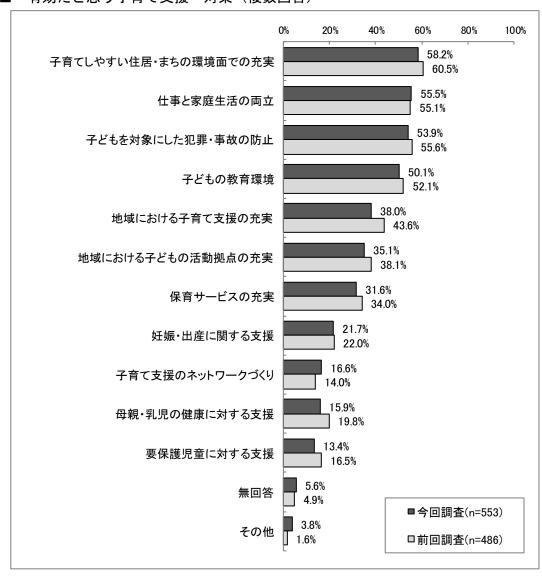


(8) 有効だと思う子育て支援・対策

「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が58.2%

有効な支援・対策については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が58.2% で最も高く、次いで、「仕事と家庭生活の両立」が55.5%、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」が53.9%、「子どもの教育環境」が50.1%とこの4項目が5割を超えて高くなっています。上位4項目については、前回との大きな違いはみられませんでした。

■ 有効だと思う子育て支援・対策(複数回答)



4. 幼稚園及び認定こども園(1号認定)児童調査の結果

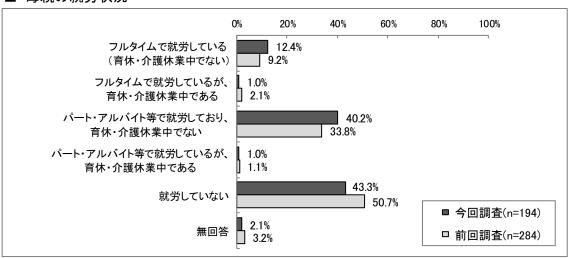
(1)母親の就労状況

「就労していない」が43.3%

母親の就労状況については、「就労していない」との回答が43.3%で最も高くなっています。

前回調査との比較では、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中でない」が前回よりも割合が高く、これに伴い、「就労していない」の割合が前回よりも低くなっています。

■ 母親の就労状況

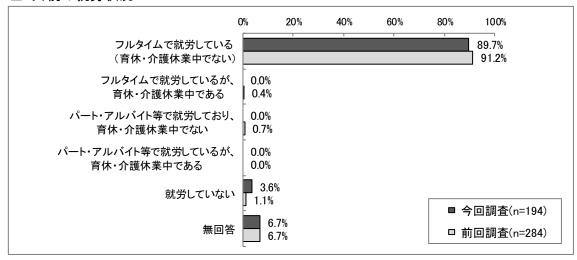


(2) 父親の就労状況

「フルタイムで就労している」が89.7%

父親の就労状況については、「フルタイムで就労している」との回答が89.7%と高くなっています。

■ 父親の就労状況

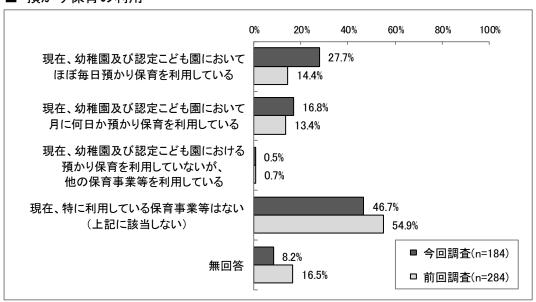


(3) 預かり保育の利用状況

「現在、特に利用している保育事業等はない」が46.7%

預かり保育の利用については、「現在、特に利用している保育事業等はない」が46.7% で最も高くなっています。前回調査との比較では、「現在、幼稚園及び認定こども園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」が27.7%と前回より割合が高くなっています。

■ 預かり保育の利用

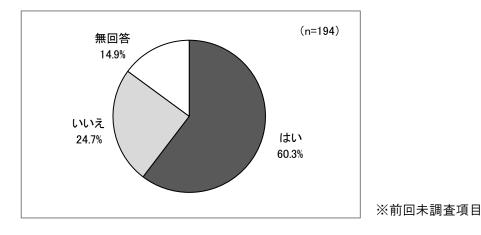


(4) 預かり保育の利用の希望

「はい」が60.3%

今後、幼稚園及び認定保育園における預かり保育の利用を希望するかについては、「はい」が60.3%、「いいえ」が24.7%となっています。

■ 預かり保育の利用の希望



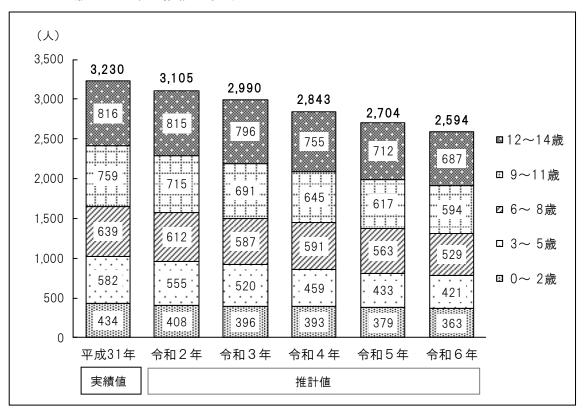
第3章 子ども・子育て支援に関するサービスの見込み量及び確保の方策

第1節 児童数の将来推計

児童数の推計について、平成22年以降の年齢別人口と出生数を基礎データとして、コーホート要因法を用いて算出しました。

その結果、0~14歳の児童数については、今後も減少傾向が続く見込みです。

■ 0~14歳の児童数の推移と予測



基準日:各年1月1日

^{※「}コーホート要因法」とは、ある年の10歳の人口がそのまま翌年の11歳の人口になることを前提に、 自然動態(出生・死亡)や社会動態(転入・転出)の動向を加味して推計を行う方法のことです。 「コーホート」とは年齢階級を意味する用語です。

第2節 サービスの見込み量及び確保の方策

1. 教育・保育サービス

子ども・子育て支援制度では、子どもの年齢と保育の必要性に応じて、子ども・ 子育て支援法第19条に基づき1~3号の認定を行います。

◆教育・保育サービスの認定区分

区分	概 要
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが3歳以上で教育を希望する場合 (認定こども園、幼稚園)
2号認定 (満3歳以上·保育認定)	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育 所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所)
3号認定 (満3歳未満·保育認定)	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育 所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所+地域型保育)

◆幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもたちの保育料が無償化されました。併せて、町民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもたちの保育料も無償化されました。

対象範囲 満3歳児を除き、4月1日時点の年齢で判断。〇が無償化対象。

施設	認可保育所	認定こども園(幼稚園枠)		幼稚園(未	多行)(※2)	認可外保育
年齢	等(※1)	教育時間	預かり保育 (※3)	教育時間	預かり保育 (※3)	施設 (※3)
3歳~5歳クラス	0	0	〇(上限額 11,300円)	〇(上限額 25,700円)	○(上限額 11,300円)	〇(上限額 37,000円)
満3歳児 (町民税課税世帯)	_	0	×	〇(上限額 25,700円)	×	_
満3歳児 (町民税非課税世帯)	_	0	〇(上限額 16,300円)	〇(上限額 25,700円)	〇(上限額 16,300円)	_
0歳~2歳クラス (町民税非課税世帯)	0	_	_	_	_	〇(上限額 42,000円)

- ※1 認可保育所等(公立保育園、私立保育園、認定こども園(保育部分)、事業所内保育施設)
- ※2 子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園
- ※3 保育の必要性があるこどもが対象 (預かり保育については、上記の上限額の範囲内で日額450円×利用日数と実際の月額利用料金とで比較して安い方の額まで無償)

(1) 1号及び2号認定

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数、単位:人)

		区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1	中岛中	計画	190	190	190	180	180
	1 号認定 		実績	200	196	189	159	
	_ 2 是	号認定	計画	440	420	420	420	400
見	_	万	実績	361	334	342	347	
量	見 2 号認定 込 教育ニーズ(幼稚	数 ラーブ (幼稚園)	計画	140	130	130	130	130
		教月──^ (効性感)	実績	43	35	44	53	
		保育所・認定こども園	計画	300	290	290	290	270
		休月別・認定しても図	実績	318	299	298	294	
	特	定教育・保育施設	計画	446	446	446	446	423
	(½	効稚園・保育所・認定こども園)	実績	446	446	446	446	
		1 号認定	計画	105	105	105	105	105
確		1 与	実績	105	105	105	105	
保		2号認定	計画	341	341	341	341	318
保方策		2 万	実績	341	341	341	341	
東	హ	図な四けない幼稚園	計画	400	400	400	400	400
	確認を受けない幼稚園		実績	400	400	400	400	
	到工从但本长凯		計画	0	0	0	0	0
	心	可外保育施設	実績	27	25	9	10	

※実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

資料:子ども課

(実人数、単位:人)

		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	1	号認定	160	160	150	140	130		
見	2	号認定	340	330	330	310	300		
見込量		教育ニーズ(幼稚園)	40	40	30	30	30		
		保育所・認定こども園	300	290	290	280	270		
		定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	449	425	425	425	425		
確保		1号認定	135	135	135	135	135		
確保方策		2号認定	314	290	290	290	290		
東 	確	認を受けない幼稚園	280	280	280	280	280		
	認	可外保育施設	0	0	0	0	0		

^{※2}号認定に該当する人で、幼稚園を希望する場合は、2号認定に計上します。

(2) 3号認定

①0歳児

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数、単位:人)

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
E S	見込量		70	70	60	60	60
兄及	△里	実績	63	57	39	42	
妆儿	2.七 生	計画	76	66	66	63	63
1年17	確保方策		75	52	50	48	
	特定教育・保育施設	計画	68	58	58	55	55
	付定教育 体育心故	実績	68	45	45	45	
	特定地域型保育	計画	8	8	8	8	8
	特定地域空休月		3	3	3	3	
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	心りが休月心故	実績	4	4	2	0	

※実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

(実人数、単位:人)

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込	<u></u> 고量	40	40	40	40	40
確係	果方策	48	48	48	48	48
	特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
	特定地域型保育	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

②1・2歳児

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数、単位:人)

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
B 7.	見込量		200	200	190	190	180
兄及	△里	実績	191	211	170	166	
で生ん	7 七 华	計画	242	242	219	196	196
11注17	確保方策 		232	231	207	182	
	特定教育・保育施設		212	212	189	166	166
	付足	実績	212	212	189	166	
	特定地域型保育	計画	30	30	30	30	30
	特定地域空休月 		12	12	12	12	
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	心りが休月心故	実績	8	7	6	4	

※実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

(実人数、単位:人)

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込	₹	160	150	150	140	140
確係	· 保方策	178	178	178	178	178
	特定教育・保育施設	166	166	166	166	166
	特定地域型保育	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【事業の概要】

保育標準時間を超えて、延長保育を行う事業です。

【町の取組】

すべての保育園・認定こども園で実施しています。

【対象】

0~5歳のうち保育の必要のある児童

■ 第1期の計画値と実績値

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量 実人	実人数(人)	計画	220	210	200	200	190
	美人数(八)	実績	242	185	179	185	
	実人数(人)	計画	250	250	250	250	250
本位十年		実績	280	260	250	250	
確保方策	施設数(か所)	計画	7	7	7	7	7
		実績	8	8	8	8	

※実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	実人数(人)	190	180	180	170	170
	実人数(人)	220	220	220	220	220
確保方策	施設数(か所)	9	8	8	8	8

(2) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

【町の取組】

児童養護施設に委託をして実施しています。

【対象】

すべての児童

■ 第1期の計画値と実績値

	区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量	年間延べ人数	計画	10	10	10	10	10
兄心里	(人日)	実績	0	0	0	12	
	年間延べ人数 (人日)	計画	10	10	10	10	10
佐 伊 七 生		実績	10	10	10	12	
確保方策	施設数(か所)	計画	1	1	1	1	1
	心弦数(かか)	実績	1	1	1	1	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	年間延べ人数 (人日)	10	10	10	10	10
確保方策	年間延べ人数 (人日)	10	10	10	10	10
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

[※]施設数の実績値は、各年度3月31日現在

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、全ての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育で中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育での孤立感、負担感の解消を図る事業です。

【町の取組】

子育て支援センターが2か所、子育て支援室が1か所あります。保育士資格 を持つ職員、子育て経験のある職員等が配置されています。

> 毛呂山町立子育て支援センター(ゆずの里保育園併設) 毛呂山みどり保育園子育て支援センター 毛呂山町子育て支援室(保健センター内)

【対象】

おおむね3歳未満の児童及びその保護者

■ 第1期の計画値と実績値

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日り旦	月あたり	計画	380	370	350	340	330
見込量 延べ回数(組)		実績	420	515	467	462	
	地域子育て支援拠点事業(か所)	計画	2	2	2	3	3
│ │確保方策		実績	2	2	3	3	
	その他(か所)	計画	1	1	1	0	0
		実績	1	1	0	0	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	月あたり 延べ回数(組)	510	500	500	480	460
確保方策	地域子育て支援 拠点事業(か所)	3	3	3	3	3
	その他(か所)	0	0	0	0	0

[※]施設数の実績値は、各年度3月31日現在

(4) 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)及び 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病 児・緊急対応強化事業を除く])

【事業の概要】

一時預かり事業は、非定型的保育事業、緊急保育事業、リフレッシュ保育事業を実施しています。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりする事業のうち宿泊をともなわない事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」です。

■ 第1期の計画値と実績値

(年間延べ人数、単位:人日)

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量		計画	15, 450	14, 750	14, 750	14, 720	14, 140
光 込里	兄 <u>少</u> 里 		6, 466	9, 314	6, 742	7, 998	
	1 旦韧宁	計画	2, 520	2, 410	2, 410	2, 380	2, 280
	1 号認定 	実績	269	243	230	244	
	2号認定**	計画	12, 930	12, 340	12, 340	12, 340	11, 860
	2 万	実績	6, 197	9, 084	6, 512	7, 998	
体 伊士华		計画	16, 800	16, 800	16, 800	16, 800	16, 800
確保方策	延べ人数	実績	10, 221	10, 246	10, 248	10, 248	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(年間延べ人数、単位:人日)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量		11, 250	10, 250	9, 750	9, 250	8, 750
	1号認定	250	250	250	250	250
	2号認定※	11, 000	10, 000	9, 500	9, 000	8, 500
確保方策	延べ人数	12, 000	12, 000	12, 000	12, 000	12, 000

※ 子ども・子育て支援法 第30条の4 第2号

②「①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」以外

0~5歳の児童うち上記①のニーズを除く、冠婚葬祭などの社会的な理由やリフレッシュなどの私的な理由で利用する一時預かりです。

■ 第1期の計画値と実績値

(年間延べ人数)

		区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	,込量	延べ人数	計画	1, 140	1, 100	1, 080	1, 050	1, 010
九	,心里	(人目)	実績	1, 669	838	1, 500	1, 812	
T#	保方策		計画	2, 640	2, 640	2, 640	3, 490	3, 660
1/1#	· 休刀 來		実績	3, 013	2, 980	2, 996	3, 012	
		延べ人数	計画	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640
	一時	(人日)	実績	2, 930	2, 840	2, 840	2, 840	
	預かり	施設数	計画	3	3	3	3	3
		(か所)	実績	7	7	7	7	
	ファミリ-	-・サポート・	計画	実施	に向けて検	討	850	1, 020
	センター(人日)		実績	83	140	156	172	
	L [] / [] / []	ライトステイ	計画		実施	に向けて検	討	
	F71.	71 [] 1	実績	_	_	_	_	

※施設数の実績値は、各年度3月31日現在

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(年間延べ人数)

		区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見	,込量	延べ人数(人日)	1, 940	1, 940	1, 940	1, 940	1, 940	
確	保方策(人	日)	3, 140	2, 874	2, 904	2, 934	2, 964	
	一時	延べ人数(人日)	2, 840	2, 544	2, 544	2, 544	2, 544	
	預かり	施設数(か所)	7	6	6	6	6	
	ファミリー・サポート・ センター(人日)		300	330	360	390	420	
	トワイ	(ライトステイ		実施に向けて検討				

(5) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

【事業の概要】

病児・病後児保育事業とは、病気の治療中や回復期の児童で、集団保育が困難な期間に一時的に預かる事業です。ファミリー・サポート・センター事業のうち、病児・緊急対応強化事業は病児や病後児の預かり、夜間や早朝の預かりをおこなう事業です。

【町の取組】

病後児保育事業をゆずの里保育園で実施しています。

【対象】

0~5歳児の児童

■ 第1期の計画値と実績値

(年間延べ人数)

	×	公分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	見込量	延べ人数	計画	130	250	360	590	560
	兄込里	(人日)	実績	94	85	104	108	
		延べ人数	計画	960	960	960	960	960
77	病後児	(人日)	実績	976	976	976	976	
催保	保育事業	施設数	計画	1	1	1	1	1
確保方策		(か所)	実績	1	1	1	1	
ファミリー		・サポート・	計画	実施	実施に向けて検討			10
	センター事	業(人日)	実績	3	7	4	4	

[※]施設数の実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

(年間延べ人数)

		区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見	見込量(人日)		120	120	120	120	120
	病後児倪	保育事業(人日)	110	110	110	110	110
	ファミリー・サポート・ センター(人日)		10	10	10	10	10
確	保方策(人	日)	1, 066	1, 076	1, 086	1, 096	1, 106
	病後児	延べ人数(人日)	976	976	976	976	976
	保育事業	施設数(か所)	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・ センター(人日)		90	100	110	120	130

(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (就学児童のみ)

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のうち、 就学児童の利用のみを対象としたものです。

【対象】

すべての小学生

■ 第1期の計画値と実績値

(年間延べ人数)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量(人日)	計画	1, 430	1, 420	1, 370	1, 290	1, 240
兄	実績	20	43	63	83	
確保方策(人日)	計画	実施	匠に向けて検	討	1, 290	1, 240
(本) (八口)	実績	20	43	63	83	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(年間延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人日)	200	200	200	200	200
確保方策(人日)	300	330	360	390	420

(7) 利用者支援事業

【事業の概要】

利用者支援事業とは子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【町の取組】

基本型は、利用者支援専門員が子育て家庭等から日常的に相談を受け、当事者の目線にたった寄り添い型の支援を行うもので、平成28年度からゆずの里保育園内の毛呂山町子育て支援センターで実施しています。

母子保健型は、保健師、助産師の専門職が妊娠期から支援を行うもので、平成29年度から毛呂山町保健センターで実施しています。

■ 第1期の計画値と実績値

	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画		計画	1	1	1	1	1
兄	見込量(か所) 実統		1	1	2	2	
	基本型 (か所)	計画	実施	に向けて核	討	1	1
│ │確保方策		実績	_	1	1	1	
唯体力束	母子保健型 (か所)	計画	実施	に向けて検	討	1	1
		実績	_	_	1	1	

[※]実績値は、各年度3月31日現在

■ 第2期の計画値

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(か所)		2	2	2	2	2
	基本型(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	母子保健型(か所)	1	1	1	1	1

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【町の取組】

保健センターで実施しており、保健師や助産師がすべての乳児のいる家庭を 訪問しています。

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	見込量(人)	計画	160	150	140	140	140
	兄心里(八)	実績	171	163	137	126	
	確保方策(人)	計画	160	150	140	140	140
	唯体	実績	171	163	137	140	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	130	120	120	110	110
確保方策(人)	130	120	120	110	110

(9)養育支援訪問事業

【事業の概要】

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育でに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師や保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

【対象】

すべての児童

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量(人)	計画	10	10	10	10	10
兄心里(八)	実績	0	0	0	0	
確保方策(人)	計画		実施	に向けて検	討	
唯体力束(人)	実績	_	_	_	_	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	10	10	10	10	10
確保方策(人)		実施	に向けて検	討	

(10) 妊婦健康診査

【事業の概要】

母子健康手帳交付時に14回分の「妊婦健康診査受診票」を渡し、妊婦健康診査にかかる費用の一部を町が支払います。

■ 第1期の計画値と実績値

(年間延べ回数)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量(人回)	計画	2, 100	1, 960	1, 960	1, 820	1, 820
兄	実績	2, 812	2, 420	2, 399	1, 890	
確保方策(人回)	計画	2, 100	1, 960	1, 960	1, 820	1, 820
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	実績	2, 812	2, 420	2, 399	1, 890	

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(年間延べ回数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人回)	1, 750	1, 680	1, 610	1, 540	1, 470
確保方策(人回)	1, 900	1, 830	1, 780	1, 700	1, 670

(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

【事業の概要】

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

【町の取組】

第一岩井学童保育所、第二岩井学童保育所、川角学童保育所、泉野学童保育 所の4施設があります。令和2年度より、川角小学校内に学童保育所が2施設 開所する予定です。

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数)

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量(人	.)	計画	280	270	260	310	300
兄心里(グ		実績	280	287	301	295	
	1~3年生	計画	220	210	200	230	225
	(人)	実績	215	222	218	226	
	4~6年生	計画	60	60	60	80	75
	(人)	実績	65	65	83	69	
確保方策	登録児童数	計画	280	270	260	310	300
唯体力界	(人)	実績	280	287	301	295	

※実績値は、各年度4月1日現在

資料:子ども課

■ 第2期の計画値

(実人数)

	区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)			284	294	309	305	290
	1 ~	· 3 年生(人)	227	236	252	240	223
		1年生(人)	95	89	95	82	73
	2年生(人)		71	89	84	89	77
		3年生(人)	61	58	73	69	73
	4 ~	· 6 年生(人)	57	58	57	65	67
		4年生(人)	39	40	38	47	45
	5年生(人)		16	16	17	16	20
		6年生(人)	2	2	2	2	2
確保方策	登録	別童数(人)	310	310	310	310	310

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況に応じて、新制度未移行幼稚園における給食副食費に要する費用を助成します。

■ 第1期の計画値と実績値

(実人数)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量(人)	計画		_	_	_	実施
見込重(人 <i>)</i> 	実績				_	

※実績値は、各年度4月1日現在

■ 第2期の計画値

(実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	720	720	720	720	720
確保方策(人)	720	720	720	720	720

第4章 次世代育成支援に関する施策の推進

1. 地域における子育て支援の充実

現状と課題

(1) 子育てに関する情報提供

- ○子育てに関する相談窓口やイベント等の情報提供として「子育て情報誌」を定期的に発行しており、「広報もろやま」では子育てに関するページを設けるなど、 子育て情報を提供しています。また、町の文化や自然に親しめる場所、子ども と遊べる公園などを紹介するリーフレットを作成し、町の観光パンフレットと ともに、4か月健診時に配布しています。
- ○平成30年度に作成・配布した「毛呂山町 暮らしの便利帳」では、「子ども・教育」の項目において子育てに関するサービスや相談先等の掲載をしており、住民の手元において活用できる冊子となっています。
- ○子育て世帯が情報端末を活用して気軽に情報を入手しやすいよう、町ホームページを活用した情報提供も行っています。また、子育て支援センターや、子育て支援室で、子育てに関する情報を提供しています。
- ○地域とのつながりが少ない転入世帯などでは、地域の子育て情報が入手しにくいという声もあります。子育て世帯が、必要な情報を入手しやすいよう、情報収集と提供、発信方法の充実に努めていくことが重要です。

(2) 子育て世帯の交流の支援

- ○子ども同士や親子のふれあいの場として、子育て支援センター2か所と子育て支援室1か所を設置し、多くの親子に利用されています。就学前児童の保護者に対するアンケート調査によると、子育て支援センター・子育て支援室の施設や事業内容の満足度は高い評価を得ています。
- ○町内の保育園、認定こども園、幼稚園では、自主的に園庭開放に取り組んでおり、独自メニューを取り入れるなど、子育て世帯の交流と遊びの提供を図っています。
- 〇親子が気軽に利用して交流できる場として、引き続き内容の充実を進めること が重要です。

(3)子育てに関する相談

- ○子育て支援センター・子育て支援室では、育児相談も行っています。アンケート調査によると、子育てについて気軽に相談できる人がいると回答した人は9割以上です。相談先については、0歳児や1~2歳児の保護者では、子育て支援センター等が3割前後となっており、子育て支援センター等が相談先として重要な役割を担っています。
- ○子育て支援センター・子育て支援室には、保育士や子育ての知識・経験のある職員を配置しています。また、子育て支援センターは利用者支援事業も実施しており、子育て支援員専門研修を修了した職員が相談や支援、関連機関への連絡調整等を行っています。
- ○保健センターと子育て支援センターが連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口「子育て世代包括支援センター」として、切れ目のない支援を行っています。
- ○教育センターでは、未就学児童の小学校入学に関する心配や悩みの相談、就学 先の相談を行っています。また、小学校・中学校に通学する児童・生徒の保護 者、本人、教育関係者からの相談業務も行っています。
- ○子どもの日常生活や学校生活での不安や悩みを抱え、どこに相談していいかわからず、一人で抱え込んでしまう保護者のために、学校、幼稚園、認定子ども園、保育園などにおいて、相談窓口等のリーフレットの配布を行うとともに、町の広報紙なども活用しながら、周知の徹底を図ることが重要です。また、各機関との連携を強化し、積極的に関わりが持てる手立てを図っていきます。



(4) 保育サービス

- ○子ども・子育て支援制度に基づき、様々な保育サービスを提供しています。少子化が進む中にあっても、保育ニーズは一定程度あり、その内容も多様化しています。保育所のほか、認定こども園、幼稚園の預かり保育など、保護者の働き方や家庭の状況に応じて、選択の幅が広がっています。
- ○放課後児童クラブ(学童保育)では、「遊びの場」「生活の場」として、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図っています。ニーズに対応して、開所時間の延長を実施したほか、クラブの増設なども進めています。また、利用者や地域住民が自由に参加できるイベントを開催するなど、各クラブにおける育成支援の内容について周知に努めています。
- ○放課後児童クラブ(学童保育)では、障害のある児童や虐待やいじめを受けた 児童、日本語能力が十分でない児童も入所することもあることから、必要に応 じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機 関と連携して対応する必要があります。さらに、放課後児童支援員の果たす役 割も大きくなっていることから、研修等によるスキルアップを促進します。

(5) 子育でを見守り支える地域人材

- ○民生委員・児童委員は、地域の実情把握のため、訪問活動などをはじめ、様々な活動を行っています。特別な支援の必要性を感じられた児童・生徒については、主任児童委員とともに、行政機関や学校と連携し、必要な支援につなげています。今後も、学校や関係機関との連携を強化していくことが重要です。
- ○ボランティア団体等が積極的に活躍できる地域づくりをするため、毛呂山町社会福祉協議会が中心となって支援に努めています。子育てに関するボランティア活動としては、講演会や子育て支援センター事業、健診等の際に保育を行う保育ボランティアがあります。
- ○児童館や歴史民俗資料館、公民館等で行われる子どものイベントにも、様々な 団体・ボランティアが協力しています。ボランティアは、子育てに対する理解、 子育てを支える地域力となるため、今後もボランティアが活躍できる場を増や し、積極的な活動を推進するとともに、新たな人材の確保も重要となっていま す。

(6) 地域の協力による子どもの健全育成と居場所づくり

- ○子どもたちに健全な遊びを与えるとともに、遊びを通して運動に親しむことなどを目的とした施設として児童館があります。季節の行事のほか、幼児親子を対象とした教育、親子参加事業、小学生を対象にした事業なども行っています。 未就学児や小学生の利用が多くなっていますが、幅広い世代の子どもの居場所づくりとして活用を進めていきます。また、安全に利用できるよう、施設の適正な維持管理について計画的に進めていく必要があります。
- ○令和元年度現在、町内には32の子ども会があり、地域の子どもたちの交流と健全育成を推進しています。しかし、少子化の影響から、地区子ども会の活動が難しくなっている面もあり、子ども会の統合による規模の維持など、検討を進める必要があります。
- ○児童の放課後や週末の居場所づくりとしての「放課後子ども教室」、児童の基礎学力向上と家庭学習の習慣づけを目的とした「まなびアップ教室」を土曜日に実施していましたが、両事業を統合し、学校・地域・保護者が今以上に連携し、コミュニティ・スクールの柱として、令和2年度より全小学校の転用可能教室を活用した「放課後学習教室」を実施します。
- ○放課後学習教室においては、特別な配慮を必要とする児童を含め、すべての児童が安心して過ごすことができる環境について配慮していきます。また、放課後児童クラブ(学童保育所)の児童が参加できるよう両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促します。

取組の方向性

- ●子育てに関する情報提供と相談活動の充実を図ります。
- ●子育て世帯の交流と子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ●地域全体で、子どもと子育て世帯を支える意識の醸成に努めます。

主な施策・事業

- ○子育てに関する情報収集と提供 [子ども課、秘書広報課]
- ○子育て支援センター・子育て支援室 [子ども課]
- ○子育て世代包括支援センター [子ども課、保健センター]
- 〇子育てに関する相談活動 [子ども課、学校教育課(教育センター)]
- ○保育園、認定こども園、幼稚園の園庭開放[子ども課、学校教育課]
- ○保育サービス [子ども課]
- ○放課後児童クラブ(学童保育)[子ども課]
- ○児童委員·主任児童委員活動 [福祉課]
- ○子育てに関するボランティア活動 [子ども課、生涯学習課、社会福祉協議会]
- ○児童館 [子ども課]
- ○子育て支援の担い手育成 [子ども課]
- ○子ども会活動 [生涯学習課]
- ○放課後学習教室 [生涯学習課]

2. 母性と子どもに関する健康の増進

現状と課題

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策

- ○保健センターでは、妊娠期からの継続的な相談支援に努めています。
- ○母子健康手帳交付時に全妊婦に対してアンケートと面談を実施しています。妊娠中期以降には、保健師・助産師が電話により母胎等の体調について確認を行い、心配事や不安の解消に努めています。
- ○パパママ教室では、妊婦やそのパートナーなどに対し、妊娠・出産・育児に必要な情報や知識を提供するとともに、仲間づくりも支援しています。
- ○出産後については、赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業等)を実施しています。また、訪問後から4か月児健診までの間に、保健師・助産師が電話により、 産婦の体調や育児等の不安や悩み事がないか確認して相談対応を実施しています。
- ○乳幼児健康診査については、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科健診)、3歳児のそれぞれの月齢を対象とし、個別通知を発送して、保健センターにおいて健診を実施しています。発育・発達、健康状態の確認や、歯科保健指導、栄養指導、育児相談等も行っています。
- ○発育・発達相談事業は、医師、臨床心理士、言語聴覚士などによる個別の相談 指導を行っています。相談ケースが多くなっており、相談時間の確保が課題と なっています。
- ○育児ほっと相談室では、0歳から就学前のお子さんの保護者を対象に、助産師・ 管理栄養士・保育士が育児不安や子育てに関する相談を月1回開催しています。
- ○各事業を通じて、妊産婦・乳幼児等に対して、保健師・助産師が家庭を訪問し、 母子の健康状態の確認や、授乳や育児など様々な不安や悩みを聞いて相談に応 じるなど、必要な保健指導や助言・アドバイスを行っています。今後も、関係 機関との情報共有や連携を強化し、子育て家庭への適切な支援につなげていく ことが重要となっています。

(2) けがや疾病予防、小児医療体制

- ○転落・転倒、やけど、誤飲等の子どもの事故防止のため、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたリーフレットを、各乳幼児健診時に配布しています。今後も子どもの事故を予防するため、子育て家庭に対する啓発と周知を進める必要があります。
- 〇子どもを対象とした予防接種事業については、定期予防接種として、ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がんを実施しています。また、任意予防接種(接種費用の一部を助成)として、ロタウイルス、おたふく、子どもインフルエンザを実施しています。
- ○小児の救急医療体制としては、越生町・毛呂山町在宅当番医制事業及び坂戸・ 飯能地区病院群輪番制病院事業により、救急医療の充実に努めています。
- ○アンケート調査によると、乳幼児健診など母子保健サービスや、身近な医療(病院・薬局)の利用のしやすさに対する満足度は高い評価を得ています。



(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 〇小・中学校においては、年1回健康診断を実施して、児童・生徒の健康状況の 把握を行い、必要に応じた指導を行っています。歯科については、小・中学校 に歯科衛生士が訪問し、児童・生徒に歯科指導を実施しています。
- ○学童期・思春期における心のケアや相談については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが県から派遣されており、町内4小学校2中学校を巡回し、相談活動や不登校対策を行っています。さらに、町では不登校相談員を雇用して各中学校に配置しており、相談室で常時相談に応じるとともに、教室に入れない生徒の相談室への登校にも対応しています。
- ○保健センターでも相談内容に応じて地区担当保健師が対応し、必要に応じて医療機関や専門相談機関等の案内や紹介を行っています。
- ○喫煙・薬物等に関する教育については、妊婦には、飲酒や喫煙の母胎への影響等について説明を行っているほか、ポスター、チラシ等での啓発活動を実施しています。小・中学校においては、授業の一環で、正しい知識、啓発を行っています。
- ○小・中学校においては、児童・生徒が性や感染症予防に関する正しい知識が得られるよう、授業において指導をしています。また、発達段階を踏まえた性に関する指導を進めるため、指導内容や教材などについて、学校医と連携を図りながら取り組んでいます。
- ○子どもを取り巻く環境の変化に応じて、学童期・思春期における心身の健康づくりについて取り組んでいくことが求められています。

(4) 食育の推進

- ○食育については、パパママ教室や乳幼児健診時等の機会を活用して、集団栄養 指導や個別栄養相談を行い、対象者にあわせた望ましい食習慣等について栄養 指導を行っています。また、電話や来所による栄養相談も実施しています。毎 年6月の食育月間には、共食や朝食の大切さ等についてポスターの掲示やホー ムページの更新を行い、啓発活動を行っています。
- ○保育所や小・中学校などにおいて、それぞれ食事の時間を通して子どもたちに 食に関する指導を進めているほか、野菜づくりなどのさまざまな体験活動によ り、食への興味・関心を深めています。また、家庭への情報発信を行い、家庭 における食育についての理解促進に努めています。
- ○望ましい食習慣を含めた児童生徒の生活リズムの確立に向けた「早寝・早起き・朝ごはん」啓発運動を進めてきました。
- ○子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会を進めるとともに、母性の健康を守る観点から、妊娠前からの適切な食生活の重要性を周知していくことが重要です。

取組の方向性

- ●母性及び子どもの健康の確保と増進に努めます。
- ●保健、医療、福祉、教育など、分野間の連携を図ります。

主な施策・事業

- ○妊娠期からの継続的な相談支援体制 [保健センター]
- ○パパママ教室 [保健センター]
- ○乳児訪問(赤ちゃん訪問)[保健センター]
- ○乳幼児健診 [保健センター]
- ○育児相談 [保健センター]
- ○訪問指導(母子保健)[保健センター]
- ○子どもの事故予防(誤飲、転落・転倒、やけど等)[保健センター]
- ○予防接種 [保健センター]
- ○小児医療体制の充実 [保健センター]
- ○子どもの心身の健康 [保健センター、学校教育課]
- ○学童期・思春期における心のケア [保健センター、学校教育課]
- ○喫煙・薬物等に関する教育[保健センター、学校教育課]
- ○学童期・思春期における保健対策[学校教育課]
- ○食育の推進 [子ども課、学校教育課、保健センター]

3. 子どもの成長を育む教育環境の整備

現状と課題

(1) 次代の親の育成

- ○中学校では埼玉医科大学と連携し、赤ちゃん人形などを使ってお話を聞く授業を行っています。今後は、保護者等の協力を得ながら、実際に赤ちゃんとふれあえる機会についても検討を進めています。
- ○中学1年生の「社会体験チャレンジ事業」では、保育園・幼稚園などでも社会体験活動を行っており、保育体験をしながら乳幼児とふれあう機会となっています。

(2) 学力の向上

- ○学力向上の取組については、学力向上支援員を各小学校に配置しています。また、中学1年生を対象として、夏休み期間を利用して勉強方法を教える「中学生サマースクール」の実施を予定しています。
- ○外国語を母国語とするALT(外国語指導助手)が、小・中学校で授業の補助をしています。小学校では英語の発声や表現になれることを中心に、中学校では実際に英語を使って自らの考えなどを伝える活動を行っています。ネイティブな英語に触れることで、英語によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図っています。現在小学校4校にALT2人、中学校2校にALT2人、合計4人のALTを配置しています。

(3) 多様な体験活動

- ○図書館を中心に、読書活動を推進しています。図書館の読み聞かせボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的に実施するとともに、学校において読み聞かせを行っています。また、図書館では、子どもたちのやる気を引き出すためのコンクールの開催や、科学実験教室、星空観察など本から得られる知識を実際に活用し、体験するイベントを夏休みに実施しています。子どもたちに届けたい本をそろえるだけでなく、それを子どもたちに届けるための活動の充実に努めています。
- ○小学校と高齢者が昔の遊び体験を通じて交流を図る世代間交流事業を行っています。現在、老人会や児童の祖父母の協力を得ながら実施していますが、昔遊びを教える人材が減少するなど、継続の課題もみられます。小学生と高齢者の交流機会として、実施方法を検討しながら継続して取り組んでいきます。
- ○中学1年生では授業の一環として、町内の商店・事業所に協力していただき、 3日間職業体験を行う「社会体験チャレンジ事業」を実施しています。また、 社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験活動も行っています。

(4) スポーツ活動

- ○スポーツ少年団活動では、スポーツ活動をはじめとして、町行事への参加や種目に捉われない交流活動も行われています。少子化の影響などにより、団員が減少傾向にありますが、少年団の幅広い活動が、子どもの心身の成長に寄与しています。
- ○町内の体育施設の利用時、小・中学生が半数以上いる場合の利用料の減免措置 (料金の半額)を行っています。また、学校体育施設の開放も行っており、町スポーツ少年団加盟団体については使用料を免除しています。
- ○猛暑の中での活動や活動時間の長時間化などへの対応など、子どもたちが安全にスポーツに取り組める環境づくりが求められています。すべての子どもの心身の健康増進や基礎体力が培えるよう、スポーツに親しむ機会を充実させていくことが重要です。

(5) 学校、家庭、地域が連携した教育力の向上

- ○子育て支援センターでは、家庭教育に関する情報提供をしているほか、家庭教育アドバイザーなどによる子育て相談を実施しており、家庭における教育の支援にあたっています。
- ○小学校就学時健診の待機時間を活用して、新入学児の保護者対象に、家庭教育の大切さ・親の役割・親の関わり方について親の学習講座を開催しています。 子育てに関する不安や悩みを持つ親の支援となっているとともに、親が親として育ち、力をつける学習機会として重要な機会となっています。学習形態等の部分的な見直しやPTAとの連携により、一層の充実が重要です。
- ○学校運営協議会では、学校の経営方針の承認、意見交換等を行っています。地域の意見を取り入れるために機能するコミュニティ・スクールを推進するため、 様々な内容を協議しています。
- ○幼・保・小・中連絡協議会では、各園や学校の参観、実践発表や協議、講演会などを実施し、教職員の資質の向上、情報共有を図っています。幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校への接続を滑らかにし、一貫した教育を行えるようにしています。
- ○小・中学校では、定期的にいじめに関するアンケートを実施しています。相談 体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応に努めていくことが必要です。

(6) 子どもを取り巻く有害環境への対策

- ○青少年育成町民会議では、町内各駅周辺や公園等、青少年の集まりやすい場所 を重点的に巡回し、非行防止の啓発活動を実施しています。今後も、青少年を 見守る会やPTAと連携し、継続的に啓発を行っていく必要があります。
- ○インターネットやオンラインゲームなどが普及して、子どもの生活に深く関わるようになりました。インターネット依存傾向やゲーム障害などは、生活習慣の乱れ、コミュニケーション、攻撃行動、規範意識等に深く関わっているとされており、子どもの心身の健康に影響することが懸念されています。安全な使い方について、子どもや家庭に対する情報の提供や理解の促進が必要です。

取組の方向性

- ●子どもが個性豊かに、たくましく生きる力を伸ばします。
- ●学校、家庭、地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育む社会をめざします。

主な施策・事業

- 〇中学生等が乳幼児とふれあう機会 [子ども課、学校教育課]
- ○確かな学力の向上 [学校教育課]
- ○世代間交流 [子ども課、高齢者支援課]
- ○読書活動 [学校教育課、生涯学習課(図書館)]
- ○スポーツ環境の充実 [スポーツ振興課]
- ○学校施設の地域開放[教育総務課、スポーツ振興課]
- ○家庭教育への支援 [子ども課、学校教育課]
- ○学校運営協議会制度の活用 [学校教育課]
- 〇いじめ、暴力行為、不登校等に対応した相談体制 [学校教育課]
- ○有害環境対策 [生涯学習課]



4. 子どもと子育てにやさしい環境の整備

現状と課題

(1)公園や遊び場

- ○町で管理する公園の整備及び自治会との連携により、各公園の管理のほか、毎年一回遊具の点検等を実施しています。また、公園内の除草・剪定作業をすることにより、子どもが安全に遊べるような環境づくりに努めています。
- ○担い手の高齢化などにより、自治会の管理が難しくなっている公園も増えてきていることから、自治会との連携・調整を図りつつ、適切な管理体制について検討する必要があります。

(2) 子育てに配慮した環境づくり

- ○子育て世帯と親世帯が町内に同居または近居することにより、相互に安心して 生活ができる環境を整備するため、同居等に係る住宅取得やリフォーム工事の 費用を補助しています。
- ○役場庁舎1階トイレの改修に伴い、多目的トイレにベビーチェアを新設しました。また、おむつ替えベッドも設置されており、子ども連れの方へのトイレの 利便性が向上しました。
- ○「赤ちゃんの駅」は、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。町内の公共施設内11か所のほか、商業施設や駅なども「赤ちゃんの駅」に登録されています。子育て家庭が、外出先でも安心しておむつ替えや授乳ができるよう「赤ちゃんの駅」の周知と活用を進めることが必要です。

(3) 道路環境と交通安全

- ○児童などの登下校時に交通指導員を配置し、事故防止に努めています。また、 通学路の安全対策としては、県が中心となり、警察・学校・行政で通学路安全 対策検討委員会を組織しており、5年毎に一斉点検を行って、対策予定箇所を まとめた整備計画を策定しています。今後も、子どもと子育て家庭にやさしい 安全な道路環境の創出にむけて取り組んでいくことが必要です。
- ○交通安全教育として、各学校で自転車教室を実施しているとともに、各校PTAや西入間警察と連携し、講話による啓発活動を実施しています。小学校卒業時には、卒業記念品として、全児童に自転車用へルメットを配布しています。
- ○自転車の安全利用の推進を図るため、西入間警察署と連携して、毛呂山町交通 安全母の会による親子自転車教室を開催し、親子で自転車の正しい乗り方や交 通ルールを学ぶ機会を実施しています。今後も、警察などの関係機関と連携を 図りながら、交通ルールやマナーを継続的に啓発していくことが必要です。

(4)子どもを犯罪から守る環境づくり

- ○小・中学校では西入間警察と連携し、防犯教育を実施しているほか、地域住民 による学校応援団が、通学時の見守りを行っています。
- ○防犯ボランティア「ゆず」では、青色回転灯搭載車によるパトロールを小学校の下校時間を中心に実施しています。また、地域では、自主防犯団体の方を中心にパトロールを実施しています。防犯ボランティア団体がパトロールを実施することで抑止効果もあり、犯罪件数は減少傾向にありますが、防犯ボランティア団体会員の高齢化や後継者の確保が課題となっています。一人でも多くの方がボランティア活動に参加できるよう支援していくことが必要です。

取組の方向性

- ●子育てを支援する生活環境の整備に努めます。
- ●子どもの安全を確保する活動を進めます。

主な施策・事業

- ○公園や子どもの遊び場環境の整備[管財課]
- ○子育て世帯にやさしい居住環境、トイレや授乳室の整備 [総務課、管財課]
- ○安全な道路環境 [まちづくり整備課、生活環境課]
- ○防犯教育[学校教育課]
- 〇交通安全教育 [学校教育課]
- ○自転車の安全利用の啓発 [学校教育課、生活環境課]
- ○子どもの安全を見守る活動 [学校教育課、生活環境課]



5. 子どもや子育て家庭へのきめ細かい支援の充実

現状と課題

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ○「第3次もろやま男女共同参画プラン」を推進し、ワーク・ライフ・バランス に対する啓発を行いました。
- ○保健センターでは、父親が子育てについて学ぶ機会として、「パパママ教室」に おいて、初めて父親になる人に参加を促しています。内容は、親になる役割に ついて臨床心理士による講義や、沐浴実習・妊婦体験を実施しています。
- ○子育て支援センターでは「パパと遊ぼう!」などの事業により、父親や母親、子どもたちが一緒にふれあう機会をつくることで、家族で楽しい時間を過ごしながら子どもの成長を感じたり、子どもとの関わり方を学んだりする機会を提供しています。
- ○就学前児童の保護者に対するアンケート調査によると、子育てを主に行っている人については「主に母親」が49.9%で、「父母ともに」は48.8%となっています。母親に比べて、父親は子育てに対する関わりが少ないことがうかがえる調査結果となっています。
- ○父親も母親も子育て支援サービスを利用しながら、職業生活と家庭生活の調和 のとれた充実した生活が送れるよう、社会全体の意識を高めていくことが重要 となっています。

(2)児童虐待の防止

- ○児童虐待を防止するため、「要保護児童対策地域協議会」により、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。今後、子ども家庭総合支援拠点を整備し、保健センターや民生委員・児童委員をはじめ、児童相談所等の関係機関との連携のもと、訪問や面談など迅速かつ具体的な対策が行える体制の強化に努めています。児童虐待防止には、子どもに関わる機関や団体、地域住民の見守りが重要な役割を担っています。地域ぐるみによる虐待の早期発見・早期対応に向けて、児童相談所や町への通告義務があることも含めて、広く周知を行うことが重要です。
- ○社会的養護が必要な子どもについては、児童相談所などの関係機関との連携の もと、子どもが心身ともに健やかな環境で過ごせるように配慮していくことが 重要です。

(3)障害のある子の支援

- ○子育て支援センターや保健センターなどで子育てについての相談を随時受け入れ、発達が気がかりな子や障害のある子が保健センターのどんぐり教室や、町内の療育施設の利用など早期に適切な支援を受けることができるよう相談支援体制の充実に努めています。また、保育所入所や一時預かり、進学の相談に応じているほか、児童福祉法に基づくサービス(児童発達支援、放課後等ディサービス等)の利用につなげることにより、療育の充実を図っています。
- ○発達が気になる子どもを早期発見できる体制づくりや専門知識を有する者が 保育所・幼稚園等を巡回し、保育士等に対して子どもの接し方や親支援の方法 を助言する発達支援巡回事業を実施しています。
- ○児童福祉法に基づくサービスの利用者は増加傾向にあります。必要な療育や経済的支援を受けることができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制に努める必要があります。

(4)ひとり親家庭等への支援

○ひとり親家庭等については、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、 家庭の実情に応じたきめ細かい相談や支援が必要です。福祉事務所等と連携し、 就業相談の体制を強化するなど、困難を抱えているひとり親家庭等の自立支援 に向けて、総合的な相談・支援体制を進める必要があります。

(5)経済的支援と子どもの貧困対策の推進

- ○子育て家庭の経済的支援として、児童手当や中学3年生までを対象としたこど も医療費の支給などを行っています。
- ○これまで第3子以降の出産に対して祝金を支給していましたが、令和2年度からは、全ての子どもに対して、出生時と小学校入学時に応援金を支給します。 子育てに対する経済的支援を図っていくことが必要です。
- ○生活困窮世帯の積極的な把握に努め、必要な支援につなげています。就学援助制度では、低所得世帯に学用品等の援助を行っています。
- ○住宅に困窮している低額所得者に、住まいのセーフティネットとして、町営住 宅の供給を行っています。
- ○近年は、生活に関する課題が多様化・複雑化しており、困りごとがあってもど こに相談してよいのかわからない、さらには、身体的・精神的な事情などによっ て、相談場所まで出向くことができず、必要とされる支援に結びつかない状況 もみられます。様々な相談活動や訪問活動の充実と情報の共有化を図るととも に、関係機関との連携を進め、支援につなげていくことが重要です。
- ○すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会を目指し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが必要となっています。そのため、学習支援や教育費の負担軽減による教育の支援、保護者や子どもの生活の支援、就労や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に進めていくことが重要です。



取組の方向性

- ●ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進します。
- ●児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ●障害のある子の適切な支援の充実を進めます。
- ●ひとり親家庭等の自立支援を進めます。
- ●子どもの貧困対策について、総合的な取組を進めます。

主な施策・事業

- ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 [総務課]
- ○父親に対する子育て教育 [子ども課、保健センター]
- ○児童虐待防止対策「子ども課】
- ○社会的養護 [子ども課]
- ○障害等のある子の支援 [子ども課、福祉課]
- ○ひとり親家庭等の支援 [子ども課]
- ○経済的支援・貧困対策の推進[子ども課、福祉課、学校教育課、管財課]

第5章 計画推進のために

1. 取組方針

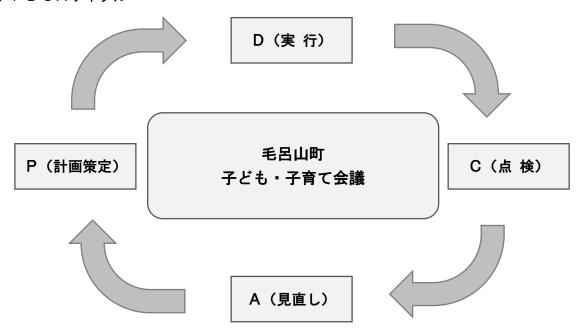
子育て支援は社会全体で取り組むという観点から、毛呂山町のすべての家庭や事業主、幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設、障害児支援等の専門機関、子育て支援活動をしている団体等が連携・協力して計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子育て中の保護者、子ども・子育て関連事業者、学識経験者等からなる「毛呂山町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の実施状況の確認と検討を行います。

Plan (計画策定) → Do (実行) → Check (点検) → Act (見直し) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。

■ PDCAサイクル



資料編

毛呂山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日 条例第 32 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、毛呂山町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども·子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (組織)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。) に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集 し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若 しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会 長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年毛 呂山町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額 10,000円
	委員	" 8,000円

毛呂山町子ども・子育て会議委員名簿

任期:平成29年4月1日~平成31年3月31日

(敬称略)

No.	選出区分	E	氏 名		所属等	備考
1	1号委員	小 ‡	林 早	苗	保育園保護者代表	*
2	1号委員	國	井 理	恵	認定こども園保護者代表	*
3	1号委員	宮	寺 亜	希子	毛呂山小学校PTA会長	
4	2号委員	齊,	籐 敏	彦	商工会青年部副部長	
5	2号委員	大山	山 初	雄	青少年を見守る会代表	副会長
6	3号委員	有	野	希	光の家療育センター	
7	4号委員	磯	哲	也	幼稚園協会代表	*
8	4号委員	丸し	山 久	美	私立保育園園長	*
9	4号委員	宝	井 恵	子	放課後児童支援員	
10	5号委員	室	井 佑	美	山村学園短期大学保育学科講師	
11	6号委員	秋	和 敏	彦	民生委員·NPO法人副代表	会長
12	6号委員	谷(主 妙	子	主任児童委員	

※ 任期:平成30年10月25日~平成31年3月31日

任期:平成31年4月1日~令和3年3月31日

(敬称略)

No.	選出区分	氏	名	所 属 等	備考
1	1号委員	山田	由美	保育園保護者代表	
2	1号委員	鮫 島	俊 介	幼稚園保護者代表	
3	1号委員	五十嵐	禎 幸	毛呂山小学校PTA会長	副会長
4	2号委員	平野	剛	商工会青年部副部長	
5	2号委員	谷口	三枝子	青少年を見守る会代表	
6	3号委員	有 野	希	光の家療育センター	
7	4号委員	村 田	善忠	幼稚園協会代表	
8	4号委員	丸山	久 美	私立保育園園長	
9	4号委員	宝井	恵子	放課後児童支援員	
10	5号委員	室井	佑 美	山村学園短期大学保育学科講師	
11	6号委員	秋 和	敏 彦	民生委員·NPO法人副代表	会長
12	6号委員	谷 住	妙 子	主任児童委員	

策定経過

日時	内 容
平成30年 10月25日(木)	平成30年度第1回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニー ズ調査について ○毛呂山町における子育て支援の課題について
11月28 日(水)	平成30年度第2回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニー ズ調査票(幼稚園児調査票)
12月1日(土) ~12月17日(月)	子育てサービスに関するアンケート調査(就学前児童保護者調査・ 就学児童保護者調査)の実施
平成31年 1月9日(水) ~1月15日(火)	子育てサービスに関するアンケート調査(幼稚園児等保護者調査) の実施
2月14日(木)	平成30年度第2回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査 の中間報告について ○子育て支援施策の平成30年度の事業実績について ○毛呂山町における子育て支援の課題について
令和元年 7月8日(月)	令和元年度第1回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調 査の結果について ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第1期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画の変更について
10月4日(金)	令和元年度第2回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画の策定について
12月20日(金)	令和元年度第3回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画の策定について

日時	内 容
令和2年	
1月7日(火)	パブリックコメントの実施
~2月5日(水)	
2月14日(金)	令和元年度第4回毛呂山町子ども・子育て会議

第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画

[令和2年度~令和6年度]

令和2年3月

発 行:毛呂山町

編 集:毛呂山町子ども課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地 TEL:049-295-2112(代表) FAX:049-295-0771